瀬戸内市安全運転支援装置整備補助金制度

～ 瀬戸内市にお住まいの６５歳以上のドライバーの皆様へ ～

後付けの安全運転支援装置の購入・設置にかかる費用を補助します!!

高齢ドライバーによる交通事故が社会問題となっており、特にアクセルとブレーキの踏み間違いによる誤発進は、大きな事故につながります。

瀬戸内市では、高齢ドライバーの事故防止及び事故時の被害軽減を目的として、自動車の運転を必要としている高齢ドライバーを対象に、後付けの安全運転支援装置の設置費用の一部を補助します。

補助対象者　※次の①から④のすべてを満たす方です。

①申請時に市内に住所を有する満６５歳以上
②有効な運転免許証を保有している
③市税を滞納していない
④暴力団等でない

補助対象自動車　※次の①から③のすべてを満たす自動車です。

①安全装置の設置が可能である
②車検証の「自家用・事業用の別」に「自家用」と記載されている
③補助対象者が使用する次のいずれかに該当する自動車
- 補助対象者が所有する自動車
- 車検証の使用者の住所または所有者の住所と、補助対象者の免許証の住所が同一である自動車

補助対象装置

国土交通省による「個別認定」または「性能認定」を受けた後付けの急発進等抑制装置（ペダル踏み間違い急発進等抑制装置）
※対象装置の最新情報は、国土交通省のホームページでご確認いただくか、瀬戸内市危機管理課までお問い合わせください。

国土交通省 HP

補助金額

購入・設置にかかる費用の２分の１以内の額で、５万円を上限とします。
※千円未満の端数は切り捨て
※補助金申請の受付は、年度内の予算が無くなり次第、終了となります。
特に、予算が減少する年度後半は、補助金を受けられない場合がありますのでご注意ください。

【お問い合わせ・提出先】
瀬戸内市 総務部 危機管理課　TEL：0869-22-3904

裏面に
つづく⇒

申請手続きについて　※補助金の申請から交付までの流れ

※申請書類は、危機管理課窓口で入手していただくか、市ホームページからダウンロードも可能です。

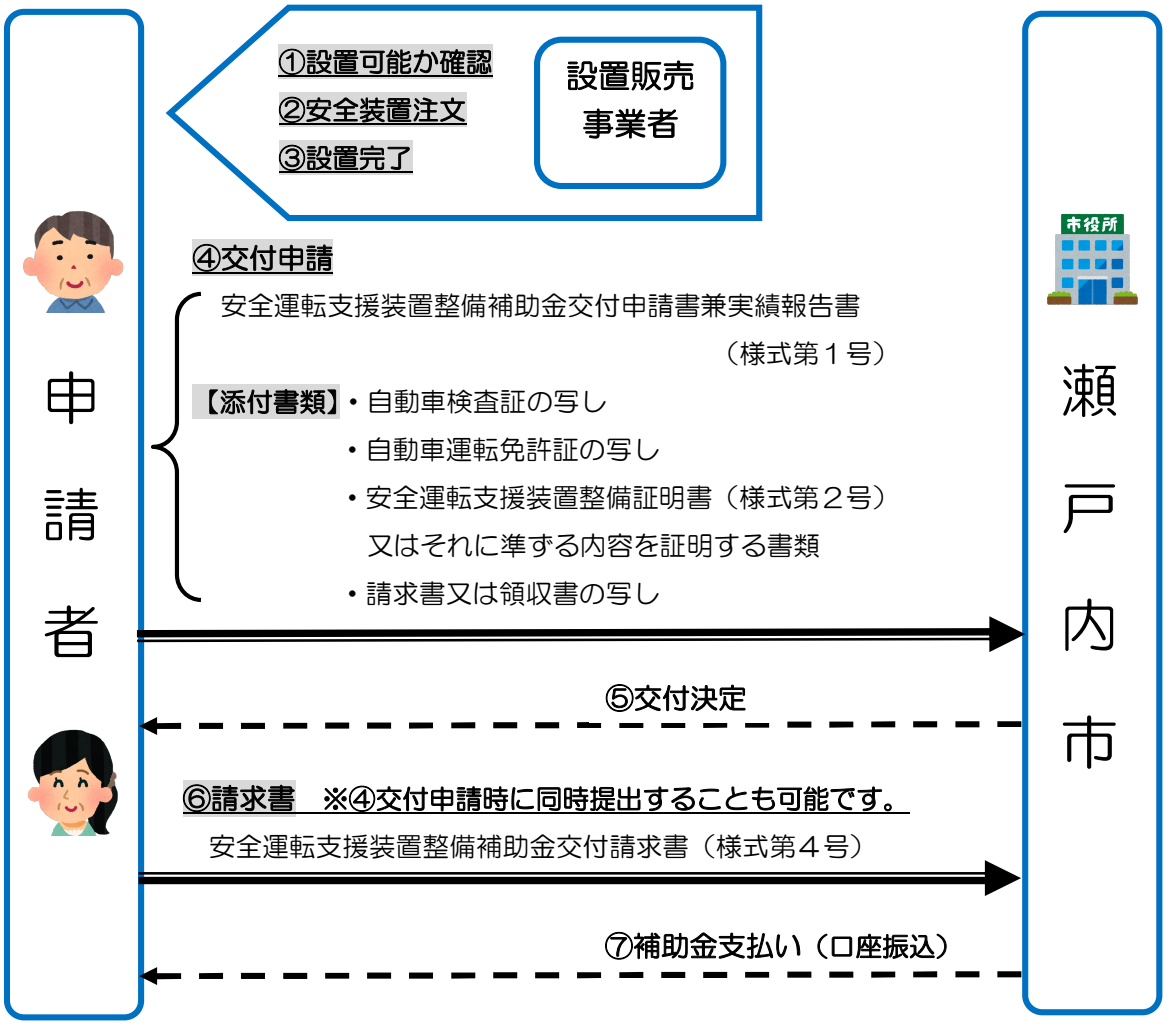

申請期限・受付時間・受付場所

■申請期限

安全装置を設置した日の属する年度末（３月３１日）まで

■受付時間

土日・祝日を除く、８時３０分から１７時１５分まで

■受付場所

危機管理課（市役所２階）　※郵送での申請はできません。

注意事項

・安全装置は、すべての車両に設置できるものではありません。使用している自動車に設置できるかどうか、必ず事前に設置販売事業者にご確認ください。

・安全装置の設置に際して行った自動車の故障箇所の修理、改造等に係る費用は対象外です。

・補助金の交付を受けた安全装置は、補助金の受領日から１年間は使用してください。補助金交付の目的に反して使用、譲渡し、貸付け、売却、廃棄等の処分はしないでください。ただし、天災等により処分するとき、高齢・病気等の理由のため運転免許証を返納したとき等はこの限りではありません。